

企画競争説明書 2-2 知識等習得コース（託児サービス付き）
仕 様 書

1 件名

民間教育訓練機関等による離職者等の委託訓練（知識等習得コース（託児サービス付き）の実施

2 仕様内容

本説明書は、企画競争説明書 2-1 に加え「託児サービス付のコース」に適用する。

(1) 基本事項

イ 委託費

(イ) 受託業務に要する経費については、委託費として受託者へ支払うものとする。

a 託児サービスに係る経費は、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額であることとし、算定基礎月毎に児童 1 人 1 月当たり 66,000 円（外税）を上限に訓練実施経費に付加して支払うものとする。

また、算定基礎月が 1 月に満たない期間の託児サービス単価については、1 日当たり 3,300 円（外税）を上限に支払うものとする。

なお、算定基礎月が 1 月に満たない期間の場合であっても、当該期間の託児サービス単価の合計額は 66,000 円（外税）を上限とする。ただし、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価が上記単価を超える場合は、事前協議を必要とする。

なお、訓練受講者が中途退校等による早期修了及び訓練受講者の事情により託児サービスの利用を中止した場合は、当該月が属する算定基礎月における日数を分母に、訓練実施日数（訓練生の事情により託児サービスの利用を中止した場合は、中止した日までの訓練実施日数）を分子にして得た率に託児サービス単価を乗じることにより算出して得た額を支払うことを原則とする。（1 円未満の端数は切り捨てる。）ただし、託児サービス提供機関において、一般の利用者の費用負担の方法が、契約した月額を支払うこととなっている場合であって、契約上、訓練実施日数分のみの支払いをすることが困難な場合は、託児サービス単価を支払うこととして差し支えない。

なお、託児サービス単価を日額単価で契約している場合は、上記取扱いによらず、利用した日数分を日額単価により支払うものとする。

(ロ) 訓練受講者から託児サービス利用料を徴してはならないこと。ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク・おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、受講者（保護者）の負担とする。

(2) 離職者訓練の設定・実施に関する条件

イ 受講対象者

受講対象者は、公共職業安定所に求職申し込みをした者であって、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者であること。

□ 託児サービス利用対象者

上記イに該当する就学前の児童の保護者であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない者であり、大分県が託児サービスの利用が必要であると認めた者であること。

ハ 託児サービスの提供

(イ) 託児サービス提供機関

児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

なお、託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）

※託児サービス提供機関は、受入児童すべて0歳児でも託児可能なこと。

その他、児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

また、委託先期間は常に託児サービス提供機関と連携がとれること。

- a 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たしているものであって、原則として、保育所で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。）
- b 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。）
- c 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。）
- d 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学教の編成、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。）
- e 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園、及び地方裁量型認定こども園及び企業主導型保育施設を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）
- f 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

(ロ) 託児サービスの内容（保育内容）

訓練の期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定

こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号）等を満たした施設において託児サービスを自ら又は委託により提供すること。

なお、授乳・補水補助、食事等の補助については託児サービス提供内容に含むものとする。

(ハ) 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

- a 委託訓練を実施する機関（以下「訓練実施場所」という。）の施設内において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。
- b 訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。

なお、施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な距離にある場所であること。

この場合であっても、原則として訓練受講者自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う。

また、訓練実施場所から通所可能な距離にある場所以外で託児サービスを提供する場合には、訓練実施場所に受講者と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮のうえ、その場所まで児童の送迎を行うこと。

ト 定員

1 訓練科の定員は、原則大分県が定めた人数で設定すること。

また、託児サービスを提供する未就学児童の定員についても、原則大分県が定めた人数以上とする。

チ 訓練実施に当たっての留意事項

(イ) 託児サービス内容の説明等

受託者は、託児サービスの利用希望者に対して、提供される託児サービスを利用するための契約内容及びその履行に関する事項について説明し、契約内容を記載した書面を託児サービスの利用希望者に交付すること。

【書面交付事項】

- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名及び所在地
- ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

(ロ) 託児サービス内容の掲示

受託者は、利用者の見やすい場所にその施設の概要や提供するサービス内容を掲示すること。

【掲示内容】

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数及びその予定

(ハ) 託児サービスの実施に係る報告等

受託者は、託児サービスの実施に係る日誌を作成し、報告すること。

3 企画書の提出

(1) 企画書は、以下の書類をもって構成し、イ～ヌについては、6部（原本1部、副本5部）、ル～ナについては1部提出すること。

イ 委託訓練受託申請書（様式1）

ロ 誓約書（様式2）

ハ 委託訓練の要素別点検表（様式3）

ニ 実施施設の概要（様式4）

ホ 委託訓練カリキュラム（様式5） ※入校式、修了式は入れないこと。

添付書類 ①デジタル分野以外の場合

「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」

②デジタル分野の場合「スキル項目・学習項目チェックシート」

ヘ 訓練科の設定趣意書（様式6）

ト 講師名簿（様式7）

チ 使用教材一覧（様式8）

リ 各種就職支援の実施状況（様式9）

ヌ 経費内訳書（参考様式）

ル ソフトウェアの使用許諾契約書等（写）（パソコンを使用する場合）

ロ ソフトウェアの使用許諾契約書等（写）（設置届けを提出している場合）

ワ 職業紹介の許可・届出を証明する書類（写）（許可を受けている又は届出を提出している場合）

カ 法人登記簿謄本（写）又はそれに類するもの

コ 実施施設紹介パンフレット等

ク 施設案内図・配置図（託児サービスを提供する場所及び児童用のトイレや水道の場所を含む）

ケ 訓練実施施設及び託児サービスを提供する場所に関する不動産登記簿謄本又は賃貸借

契約書等（写）

- ソ 写真（建物外観、教室、就職相談室、事務所、託児サービスを提供する場所）
- ツ 託児サービスの内容及び提供施設の概要等（参考様式）
- ネ 認可外保育施設指導監督基準チェック表（参考様式）
※大分県知事等が証明する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を有する場合は、その写しも提出すること
- ナ 託児サービスに係る傷害保険、賠償責任保険等の加入証明書（写）